

起業支援金支給業務について

1. 起業支援金の支給申請者の要件

以下の要件すべてを満たす者とする。

ア 以下の（１）又は（２）を満たすこと。

（１）新たに起業する場合

起業支援金支給対象事業の公募開始日以降、起業支援金対象期間の末日までに、県内で個人事業の開業の届出を行う者、若しくは県内で株式会社等の設立の登記を行い、その代表者となる者であること。

（２）事業承継又は第二創業する場合

本事業の公募開始日以降、本事業の補助対象事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する、開業の届出を行った個人事業主若しくは設立の登記を行った株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

イ 新たに起業する場合は、県内に居住していること、あるいは、支援対象事業期間完了日までに県内に転居する予定であること。事業継承又は第二創業の場合は、県内で事業を実施すること。

ウ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。

エ 申請者、設立される法人又は現法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力との関係を有する者ではないこと。

オ 住民税を滞納していないこと。

カ 中小企業者（※１）であること。みなし大企業（※２）は不可とする。

キ その他起業支援金を支給することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

※１ 中小企業者の定義は次のとおり。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主

注 会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。

- ※2 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
- ※大企業とは(※1)で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。

2. 起業支援金支給対象事業の要件

上記1の要件を満たす者が行う以下の要件すべてを満たす事業とする。

- ア 愛知県における地域の課題(※1)の解決を目指して新たに起業する社会的事業(※2)であること。
- イ ITや新しい技術等(※3)を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業であること。
- ウ 県内で実施される事業であること。
- エ 起業支援金支給対象事業の公募開始日以降、起業支援金対象期間の末日までに新たに起業する事業であること。
- オ 公序良俗に反する事業でないこと。
- カ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

※1 愛知県が地域の課題としている分野

- ・生活の安心・安全
- ・生活の利便性向上
- ・子育て支援
- ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上
- ・環境、エネルギー
- ・健康、医療
- ・その他地域の課題と認められるもの

※2 社会的事業の要件(①から③をすべて満たすこと)

- ①地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- ③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること(必要性)

※3 生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していることは必須とする。

3. その他の要件

起業支援金対象期間中に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

ただし、市町村の補助金については、同一経費を対象とした利用でない場合に限り、重複利用が可能となる場合がある。（別途確認を要する。）

4. 採択基準

起業支援金支給対象事業は、要領第17条第1項第2号に定める審査委員会において、次に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 地域が抱える課題の解決に資すること（※上記2※2の「社会性」）
- (2) 事業の継続性（※上記2※2の「事業性」）
- (3) 県内において量的な必要性があること（※上記2※2の「必要性」）
- (4) 事業の成長性
- (5) 事業の新規性

5. 起業支援金の対象経費及び自己負担割合（補助率）等

執行団体が県と協議して定める起業支援金対象期間中において、起業支援金支給対象事業者が、対象事業に関して支出した下表の経費を起業支援金の支給額決定に当たっての対象経費とする。

対象経費の金額に対しては、2分の1以内（上限200万円）を補助する。

【起業支援金の対象経費】

起業支援金支給対象事業者が支出する人件費※、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、その他の経費（例. クラウドファンディングを利用する際にファンド運営事業者に支払う経費）等

※ 起業支援金の交付対象事業に直接従事する従業員に限る。

6. 支給予定件数

30件